

総務常任委員会記録

令和7年 第2回定例会																	
1 日 時	令和7年 6月17日(火) 午前10時00分 開会 午前11時31分 閉会																
2 場 所	第1委員会室																
3 出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">増 湊 靖 弘</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>橋 本 修</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>鹿 妻 武 洋</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>仲 田 知 史</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>早 川 勝 弘</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>駒 場 久 和</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>石 川 さやか</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大 島 久 幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>	増 湊 靖 弘	委員長	橋 本 修	副委員長	鹿 妻 武 洋	委員	仲 田 知 史	委員	早 川 勝 弘	委員	駒 場 久 和	委員	石 川 さやか	委員	大 島 久 幸	委員
増 湊 靖 弘	委員長																
橋 本 修	副委員長																
鹿 妻 武 洋	委員																
仲 田 知 史	委員																
早 川 勝 弘	委員																
駒 場 久 和	委員																
石 川 さやか	委員																
大 島 久 幸	委員																
4 欠席委員	なし																
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長																
6 説明員	別紙のとおり																
7 事務局職員	金子 議事課長 萩原 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍聴者	なし																

総務常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人数
副市長		福田 義一	1名
秘書室	秘書室長	齋藤 史生	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	8名
	危機管理監	湯沢 浩	
	総合政策課長	佐藤 覚	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	池澤 美紀子	
	地域課題対策課長	別井 涉	
	デジタル政策課長	鈴木 淳	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	益子 則男	7名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	仁平 利恵	
	税務課長	倉澤 弘	
	納税課長	小林 春彦	
	契約検査課長	鈴木 智久	
	行政経営課行政改革担当	高橋 洋一	
市民部	市民部長	関口 守	6名
	生活課長	能島 賢司	
	協働のまちづくり課長	山崎 尚良	
	市民課長	谷津 勝也	
	人権・男女共同参画課長	小堀 満美子	
	生活課生活係長	仲野 隼人	
会計課	会計管理者	柿沼 紀子	1名
議会事務局	議事課長	金子 恵美子	1名
選管／監査事務局	選挙管理委員会事務局長／監査委員事務局長	湯澤 紀之	1名
消防本部	消防総務課長	永岡 和也	5名
	予防課長	岡部 晃一	
	警防救急課長	紺野 敬寛	
	通信指令課長	高柴 幸人	
	消防総務課課長補佐兼消防総務係長	渡辺 徹	
教育委員会事務局	学校給食共同調理場	平田 昌代	1名
合 計			32名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））
- 2 議案第37号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例の一部改正）
- 3 議案第38号 専決処分事項の承認について（鹿沼市都市計画税条例の一部改正）
- 4 議案第40号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第41号 物品購入契約の締結について
- 6 議案第42号 物品購入契約の締結について
- 7 議案第43号 物品購入契約の締結について
- 8 議案第44号 鹿沼市税条例の一部改正について
- 9 議案第50号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）について
- 10 陳情第2号 デマンドバスについてを求める陳情
- 11 陳情第3号 県道268号（鹿沼環状線）に押しボタン式信号機の設置を求める要望書の提出に関する陳情

令和7年第2回定例会総務常任委員会 概要

○増淵委員長 おはようございます。

開会前に申し上げます。

委員会室は大変暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

また、委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭をお願いいたします。

再質問に対する答弁については、委員長から指名を行いませんので、担当課長が挙手の上、説明をお願いいたします。

なお、委員会の様子を記事に掲載する関係上で、事務局職員が写真撮影を行いますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案9件、陳情2件であります。

それでは早速審査を行います。

はじめに、議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））のうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））のうち、関係予算の主な内容につきまして、ご説明いたします。

お手元の「令和6年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計（第10号）と入っている冊子の3ページをお開きください。

本補正予算につきましては、令和6年度の歳入歳出がおおむね確定したことにより、実績の確定や実績見込みなどにより補正を行うものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1段目の、1款「市税」、1項2目 法人、法人市民税になりますが、右側4ページの説明欄、法人均等割、法人税割、過年度分をあわせまして、5,749万6,000円の増につきましては、企業収益の増減に伴う実績見込みにより、細節ごとに調節するものであります。

2段目、3項1目「軽自動車税種別割」712万2,000円の増及び、2目「軽自動車税環境性能割」1,373万9,000円の増につきましては、販売実績台数の増などにより増額するものであります。

3段目、4項1目「市たばこ税」685万円の減につきましては、売り渡し本数の減により減額するものであります。

次に、4段目の、2款「地方譲与税」から、5ページの下から2段目の11款「地方交付税」までのうち、3ページの下から3段目、「森林環境譲与税」以外の予算が総務常任委員会の関係予算となりますが、それぞれ交付額の確定による補正となっております。

その主な内容であります。まず、5ページの一番上の段、5款「株式等譲渡所得割

交付金」9,021万3,000円の増につきましては、交付決定によるもので、前年度決算額と比較しますと、5,805万3,000円、71.5%の増となっております。

株式の売買等の状況に左右されるものでありますので、日経平均株価が高値で推移したことなど、株式市場が活性化していたことなどが考えられます。

次に、3段目、7款「地方消費税交付金」4,689万2,000円の増につきましては、交付決定によるもので、前年度決算額と比較しますと、1億1,242万5,000円、4.6%の増となっております。

一昨年と比べまして、消費活動が回復傾向にあったと考えられるほか、特に物価高騰の影響が大きいと想定されております。

次に、下から2段目の、11款「地方交付税」2億7,779万1,000円の増につきましては、「特別交付税」の交付決定によるものであります。

令和6年度の特別交付税交付額は6億7,779万1,000円であり、前年度の決算額と比較しますと、2,994万6,000円、4.6%の増となっております。

昨年8月の大雨被害による災害復旧など、本市の特殊事情が算定されたことや国の地方交付税の予算総額が前年度比で大きく増額となっていることなどが要因と考えられます。

7ページをお開きください。

3段目の、15款「国庫支出金」2項1目「総務費国庫補助金」、右側のページの説明欄の2行目「地方創生臨時交付金」、1億8,575万8,000円の減につきましては、令和6年度補正予算第1号に計上いたしました低所得者世帯への1世帯当たり10万円、及び低所得者世帯のうち、子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を加算する給付事業の実績により、減額するものであります。

次に4行目の、「デジタル田園都市国家構想交付金」1,221万7,000円の減につきましては、オンライン申請システムやスマート農業等の各事業の実績により減額するものであります。

9ページをお開きください。

上段の、16款「県支出金」1項1目「民生費県負担金」、右側のページ、1節「社会福祉費県負担金」の説明欄の2行目「行旅死亡人取扱費負担金」40万5,000円の増につきましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、身寄りのない方が亡くなった際の諸費用について、市が繰替支弁した費用に対する県負担金であります。

次に、4目「総務費県負担金」の説明欄、「災害対応費県負担金」275万1,000円の増につきましては、災害救助法に基づき、能登半島地震において令和5年度に鹿沼市から避難所運営等に派遣した職員16人分の負担金であります。

次に、中段の、2項1目「総務費県補助金」448万6,000円の増につきましては、市町村総合交付金における大芦川の不法投棄等の環境対策やこども医療のシステム改修に係る実績によるものであります。

次に、一番下の段、3項1目「総務費委託金」3,000万円の減につきましては、「県税徴収費委託金」について、市県民税の歳出還付等の実績に伴い減額するものであります。

11ページをお開きください。

2段目の、17款「財産収入」2項1目「不動産売払収入」839万4,000円の減につき

ましては、普通財産の売払いの実績により減額するものであります。

次の段の、18款「寄附金」1項1目「総務費寄附金」のうち、2節「ふるさとかぬま寄附金」2,447万3,000円の減につきましては、寄附の受け入れ実績によるものであり、令和6年度の受け入れ総額は3億8,052万7,000円、前年度決算額と比較しますと、2億6,528万3,000円、41.1%の減となっております。

同じく、3節「企業版ふるさとかぬま寄附金」809万9,000円の増につきましても、受け入れ実績によるもので、前年度決算額と比較いたしますと、550万円、211.5%の増となっております。

次に、4段目の、19款「繰入金」2項4目「公共施設整備基金繰入金」4,455万8,000円の減につきましては、令和6年度に公共施設整備基金を活用して実施した中学校校舎等の施設整備や学校給食共同調理場の施設整備など、計10事業の実績に伴い、減額するものであります。

次に、5目「かぬま・あわの振興基金繰入金」469万2,000円の減につきましては、令和6年度にかぬま・あわの振興基金を活用して実施いたしました次期産業団地整備事業やふるさと納税に係る事務費などの実績に伴い、減額するものであります。

次に、一番下の段、21款「諸収入」4項3目「雑入」の説明欄の2行目、「市町村宝くじ交付金」1,000万8,000円の増につきましては、市町村振興宝くじとして販売されるハロウィンジャンボ宝くじの収益金について、栃木県市町村振興協会から交付されたものであります。

13ページをお開きください。

2段目の、22款「市債」1項6目「消防債」の説明欄の2行目、「常備消防施設整備事業債」510万円の減につきましては、消防本部非常用発電設備外改修工事の実績に伴い、減するものであります。

次に、4行目の、「非常備消防施設整備事業債」750万円の減につきましては、消防団第10分団第4部車庫詰所建築工事及び第9分団第2部の車両更新の事業費の確定に伴い、減額するものであります。

15ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

上段の、2款「総務費」1項1目「一般管理費」の説明欄、「ふるさと納税推進事業費」1,183万1,000円の減につきましては、ふるさとかぬま寄附金の実績に伴い、返礼品等にかかる経費を減額するものであります。

次に、3目「行政情報システム管理費」の説明欄、「行政情報ネットワーク管理事業費」591万4,000円の減につきましては、公衆Wi-Fiの導入や庁内パソコンのリース実績などに伴い、減額するものであります。

その次の3目、行政情報システム管理費、失礼しました。

8目「財産管理費」の説明欄の一つ目の○、「財政調整基金積立金」2億円の増につきましては、令和6年度において、生活保護運営対策事務費などの主に福祉事業において、概算払いで収入した国庫補助金につきましては、次年度となる、令和7年度の返還金が約2億円程度見込まれることから、円滑な財政運営のために積み立てるもので、令和6年度末の基金残高見込みは、41億3,725万9,000円であります。

次の、「公共施設整備基金」5億円の増につきましては、令和7年度当初予算におきまして、約6億3,500万円の繰り入れを計上したことなどから、今後、第9次総合計画等において実施が見込まれます事業のために積み立てるものであり、令和6年度末の基金残高につきましては、34億2,986万6,000円となっております。

次の、9目「集中管理費」1,694万8,000円の減につきましては、市役所本庁舎の電気料や郵便料等の実績に伴い、減額するものであります。

次に、11目「地域振興費」2,051万9,000円の減につきましては、ふるさとかぬま寄附金につきまして、令和6年度の寄附者の使い道の指定の実績に基づき、「かぬま・あわの振興基金」への積立額を減額するものであります。

少し飛びまして、23ページをお開きください。

3段目の、9款「消防費」1項1目「常備消防費」315万円の減につきましては、消防本部非常用発電設備外改修工事の実績により、減額するものであります。

次に、2目「非常備消防費」933万9,000円の減につきましては、消防団第10分団第4部車庫詰所建築工事等の実績により、減額するものであります。

25ページをお開きください。

一番下の段となります、14款「予備費」1,579万円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○増淵委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ないかな。

はい、仲田委員。

○仲田委員 はい。仲田です。

歳入に関して、ちょっと質問なのですけれども、4ページ、1款市税ですね、1項市民税、2目法人のところの法人均等割がマイナス1,061万円となっているのですけれども、均等割というのは、これ存在すれば、休止届を出していなければ、これ、払わなくてはいけないものだと思うのですけれども、この減になっている主な理由を教えてくださいなと思います。

○増淵委員長 執行部の説明をお願いします。倉澤税務課長。

○倉澤税務課長 税務課長の倉澤でございます。よろしくお願いたします。

仲田委員の質疑にお答えをしたいと思います。

法人均等割の減の理由ということでございますが、法人均等割につきましては、おっしゃるとおり、基本的には会社のほうに均等割としてかかるものでございます。

中には自治会など、そういった部分でかからない部分もありますが、今回の減につきましては、均等割については、資本金、あるいは従業員数が減少した場合、そういった場合には、ランクが9つに分かれておりまして、そういったランクに応じて増減がなされるということになります。

それと、専決補正を見込みました、2月、3月に、専決補正したときの企業数が、思いのほか少なかった。

その時点での企業数が少なかったことによりまして、今回減額ということになってございます。

それで、法人税割につきましては、企業の業績のほうが伸びているといえますか、そういったことで、申告の実績に伴いまして、増額をさせていただいた。そういったことでございます。

以上です。

○増渕委員長 はい。執行部の説明、終わりました。

はい。仲田委員。

○仲田委員 ご説明ありがとうございます。

企業数が少なかった、思いのほか少なかったというのは、実際に閉じてしまっている会社さんも増えているみたいな認識でよろしいのでしょうか。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。倉澤税務課長。

○倉澤税務課長 はい。今回ですね、補正を検討しました、2月末時点で申告済みであった業者数に応じて、均等割のほう、実績で調整をさせていただいたわけなのですが、そのときの申告された企業数が少なかった、廃業とか、そういったものもございまして、そうですね。

そのときの見込みの企業数が昨年比べて減っているということでご理解をいただきたいと思います。

それで、その後ですね、3月以降も申告書のほう、出てきておりまして、最終的には、企業数につきましては、前年とさほど変わらない数字、若干落ちる程度まで回復といえますか、見込めるのかなというふうに思っております。

見込みのほうがあまかったことにつきましては、おわびを申し上げます。

以上です。

○増渕委員長 仲田委員、大丈夫ですか。

はい。ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。はい。早川委員。

○早川委員 はい。早川です。お願いします。

11ページ、12ページの寄附金のところで、ふるさとかぬま寄附金、ふるさと納税が41.1%減ってしまったということへの受け止めというか、これだけ減少になった大きな一番の背景というのは、どんなところだというふうに分析されていますか。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。いちご市営業戦略課長、池澤でございます。よろしくをお願いいたします。

ただいまの早川委員の質疑にお答えいたします。

41%もの減になった理由ということですが、令和5年、人気ゴルフクラブ、こちらが令和5年の寄附金額では73%を占めておりました。

それで、令和6年になりまして、この人気ゴルフクラブが返礼品の該当からはずれるということで、返礼品にならなくなりました。

それで、6年当初、最大で73%近く落ち込むのではないかと予想をしておりましたが、危機感を持って、令和6年度事業を遂行した結果、41%ということでは落ち着いたところでございます。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 執行部の説明は終わりました。

早川委員、どうぞ。

○早川委員 そのはずれた要因というか、その辺は聞いてもいいですか。

○増渚委員長 執行部の説明をお願いいたします。いちご市営業戦略課長、池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。いちご市営業戦略課長、池澤です。

ただいまの再質問ですが、再質疑ですが、人気ゴルフクラブ、鹿沼市内で製造していたのですが、OEM契約が切れまして、製造しなくなりました。

なので、在庫限りで返礼品からはずれるということになりました。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 大丈夫ですか。

○早川委員 はい。

○増渚委員長 わかりました。

ほかに質疑のある方は許します。はい。駒場委員。

○駒場委員 駒場です。よろしくお願いします。

11 ページ、12 ページ、17 款の財産収入なのですけれども、1 目の不動産売払収入が 839 万 4,000 円減額になっているのですけれども、この要因についてちょっと詳細に教えていただきたいと思います。

○増渚委員長 はい。執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。よろしくお願いします。

駒場委員の質疑にお答えいたします。

不動産の売払収入、もともと当初の予算の見込みなのですが、市有地 5 件入れまして、市有地 5 件のほか、法定外公共物の売り払い、赤道ですとか、青地、そういったところの売り払いを見込んでおりました。

市有地 5 件については、公売をかけている物件でありまして、ホームページでも公表しているのですが、西鹿沼町ですとか、口栗野、そういったところに公売物件ありますので、そちらのほうを予算としておりました。

それで、実績は、ただ、公売物件は販売されずに、違う市有地、市のほうで持っています市有地ですね。そういったところの売り払いになったというところで、その差額になっているのかなというところが要因です。

市有地の販売のほうの実績なのですが、旧永野保育園、こちらの土地建物、民間提案で受けた、その売り払いですとか、あとは武子川ですね。

武子川の河川改修で、県のほうに売り払いした件数、そういったところで、どうしても面積とか、金額、そこによって差額が出たという形になっての実績でございます。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

○駒場委員 はい、わかりました。

○増渚委員長 はい。大丈夫ですか。

○駒場委員 はい。

○増渕委員長 ほかに質疑のある委員の方、はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

16 ページの財政調整基金なのですけれども、標準財政規模の10%ぐらいが目安というふうに言われていると思うのですが、少しちょっと多いように思うのですけれども、このあたりの説明をお願いします。

○増渕委員長 はい。執行部の説明をお願いします。はい。半田財政課長。

○半田財政課長 はい。財政課長の半田です。よろしく願いいたします。

はい。財政調整基金の積み立てに関してですが、今回は先ほどのご説明をさせていただいた中で、次年度に返還する金額を見込みまして、基金に積み立てをさせていただきました。

また、令和7年度当初予算におきまして、6億5,000万円の取り崩しを予定しております。

そこを比較しますと、令和7年度末見込みが、34、35億円弱程度になる見込みとなっております。

現在、鹿沼市の計画としましては、財政調整基金の、失礼しました。

標準財政規模の1割に加えまして、令和元年東日本台風のときに基金を取り崩した金額、約9億円、これを合算しました33億円を鹿沼市の目標値という形で計画を立てております。

その金額と比較しますと約2億円程度の上回りというような状況になっておりますので、これから財政、決算のほうを迎えるようになりますが、その中で調整していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。ありがとうございました。

はい。石川委員。

○石川委員 少し多めにとということで、少しというのか、2億円ということで、わかりました。

もう1点いいですか。

○増渕委員長 はい。どうぞ。

○石川委員 はい。24ページの非常備消防費の9,339万円、あ、9,000円の減について、お願いします。

あ、詳細。

○増渕委員長 詳細ですね。はい。

○石川委員 どうしてこのようになったのか。はい。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。はい。永岡消防総務課長。

○永岡消防総務課長 消防総務課長の永岡です。

(「聞こえない」と言う者あり)

○永岡消防総務課長 消防総務課長の永岡です。よろしく願いいたします。

石川委員の質疑にお答えします。

こちら非常備消防施設整備事業費の933万9,000円についてであります。

○石川委員 すみません。間違えました。

○永岡消防総務課長 こちらは先ほど財政課長からもお話あったとおり、消防団第10分団第4部、こちらの車庫詰所、そちらの工事費及び第9分団第2部の消防車両の更新についてであります。

こちらのほうが、750万円の減、こちら車両のほうですね、それが750万円の減となっております。

そして、設備、非常用発電機外改修工事のほうが510万円の減となりまして、そちらの、ああ、ごめんなさい。失礼しました。

こちら、700万円、そしてです、あ、いいのだな。

何かあと生じた、どこかの車両早くした、車両は。

○増渕委員長 把握しておきなさい。

○永岡消防総務課長 はい。

車両だよな。

(「車両」と言う者あり)

○永岡消防総務課長 ですね。はい。が。

(「あ、執行残」と言う者あり)

○永岡消防総務課長 執行残を足した金額となります。

すみません。失礼しました。

以上で。

○増渕委員長 何が執行残になるの。もう1回言ってみて。

○永岡消防総務課長 非常備消防施設、10分団車庫建設及び、9分団第2部車両更新、そちらが、の減額になる金額となります。

○増渕委員長 ちょっと待って。

○永岡消防総務課長 はい。

○増渕委員長 詳細にと、石川委員は言ったのだよ。

○永岡消防総務課長 はい。

○増渕委員長 その前に課長、半田課長のほうからはちゃんとそこは説明を受けてね、その後の詳細が必要なので。

○永岡消防総務課長 はい。

○増渕委員長 そのことを詳しくやらないと、何回も時間の無駄になってしまうので。

○永岡消防総務課長 了解しました。

○増渕委員長 明確にご説明をお願いいたします。

○永岡消防総務課長 はい。少々お待ちください。はい。

はい。すみません。失礼しました。

消防団第10分団第4部の車庫詰所のほうですね。

そちらの差額、また、こちらのほうでは、附帯工事が入っております。

そちらの金額等入りまして、当初予算現額から差額が出た874万円、こちらの減額と消防団第9分団第2部の車両更新ですね。

そちらのほう、予算現額と総事業費の差額により、こちら流用したところがありまして、こちらの流用金額が。

○増渕委員長 何だかわからない。

- 永岡消防総務課長 はい。すみません。
- 増渕委員長 車両は車両、詰所は詰所。
- 永岡消防総務課長 はい。そうですね。
- 増渕委員長 明確にやらないと、総額から言って、900 何万の詳細が必要だと言っているのに、何だかわからない。
- 永岡消防総務課長 はい。失礼しました。
- 第 10 分団第 4 部の詰所ですね、そちらの建設費、そちらの予算現額と総事業費、そちらの差額により 844 万円の減額プラス、あ、では、あとは消防団車両、はい。
- 増渕委員長 あ、代わり、代わり、はい。
- (「あ、では、すみません」と言う者あり)
- 増渕委員長 では、はい。紺野警防救急課長。
- 紺野警防救急課長 はい。すみません。警防救急課長の紺野です。よろしく願いいたします。
- 先ほど永岡のほうからも説明がございましたが、消防団車庫建設のほう、事業費のほう、予算額からの実績を差し引きますと、874 万円となっております。
- それとあわせまして、今度、非常備の車両を更新しましたので、そちらも実績を差し引きますと、そちらのほう、あ、すみません。
- 車両のほかに光熱水費等への流用もございましたので、その結果、実績額として、余りましたのが、59 万 9,000 円となります。
- そちらを両方足しますと、9,399 万円となっております。
- 増渕委員長 9,903 万。
- (「900」と言う者あり)
- 増渕委員長 石川委員も間違えたけれども。
- 紺野警防救急課長 あ、900 か、申し訳ございません。はい。
- 増渕委員長 そちらで間違えてしまったら、どうしようもないぞ。
- 紺野警防救急課長 すみません。はい。
- 増渕委員長 両方で間違えたのでは。
- 紺野警防救急課長 訂正させていただきます。
- 増渕委員長 9,000 万と 900 万、全然。
- 紺野警防救急課長 はい。
- 増渕委員長 何も見なくて、私ここでわかっているけれども。
- 紺野警防救急課長 はい。申し訳ございません。
- 939 万 9,000 円。
- 増渕委員長 そうですね。
- 紺野警防救急課長 ということです。
- (「ちょっと違う」と言う者あり)
- 紺野警防救急課長 あ、933 万 9,000 円ですね。
- 申し訳ございませんでした。
- 増渕委員長 あせらなくていいけれども、自分の課だから。
- 紺野警防救急課長 はい。

○増渕委員長 別に売り払い収入のことを説明しろと消防団に言っているのではないので、自分の課のことはしっかり掌握して、ここに臨んでくださいね。

○紺野警防救急課長 はい。

○増渕委員長 お願いしますよ。

○紺野警防救急課長 申し訳ございませんでした。

○増渕委員長 はい。

○紺野警防救急課長 以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。石川委員、どうぞ。

○石川委員 はい。詳細はわかりました。

私も間違っって発言してしまったので、933万9,000円に訂正してください。お願いします。失礼しました。

○増渕委員長 はい。わかりました。

ありがとうございます。

ほかに質疑のある委員は、早川委員。

○早川委員 はい。早川です。

15ページ、16ページの集中管理費の庁用共通管理費で、先ほど本庁の電気料などということでしたが、昨今の物価上昇を考えると、上がって当然かなと思うようなところが、トータルで1,700万円、見込みから下がったというのは、どういった背景があるのか、教えてください。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

早川委員の質疑にお答えいたします。

まず庁用共通管理費、光熱費と通信運搬費、そちらの2項目が減額となっております。

まず、光熱水費でございますが、こちらは電気料ですね、電気料のほうが、想定していた値上げよりも、思ったより少なかった、値上げ幅が少なかったということで、予算現額が2,784万1,000円、それに対しまして、実績が2,638万7,000円ということで、145万4,000円の減額になったということでございます。

続きまして、通信運搬費、そちらは郵便料の件でございます。

郵便料につきましては、以前、昨年12月に、郵便料の値上げに伴いまして、補正増ということで、金額のほうは増額させていただきまして、予算現額が6,995万9,000円ということになっておりました。

実際、実績につきましては、新型コロナウイルス感染症、新型コロナウイルス関係で大量発送、令和4年、5年までですね、大量発送しておりました。

そういったものがなくなったということと、DX推進、それに伴いまして、郵便物の減少ということで、予算、当初よりも、発送総数というのですか、38万通ぐらい、郵便量の発送が減少という形になりまして、実績額が5,446万5,000円ということで、その差額1,549万4,000円が減ということになったものでございます。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。早川委員。

○早川委員 はい。わかりました。

コロナなどの外的要因は減ったというのにはあるにせよ、38万通、これは大きく減額というか、減らすことができたというのには、もう、何か取り組みの成果なのではないかなというふうには思いますので、はい。ありがとうございます。

○増渚委員長 よろしいですか。

はい。ほかに質疑のある委員の方はいらっしゃいますか。はい。駒場委員。

○駒場委員 駒場です。

同じく15ページ・16ページなのですけれども、上から2つ目の行政情報システム管理費なのですが、行政情報ネットワーク管理事業費が、これは公衆Wi-Fiという形の説明を受けたのですけれども、公共施設Wi-Fi化というのは重要というか、つけないければならない箇所が多数あると思うのですけれども、減額になったというのには、期間的にちょっと間に合わなかったのか、それとも、なぜ減額になったかという理由も含めて、教えていただきたいと思います。

○増渚委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木デジタル政策課長。

○鈴木デジタル政策課長 デジタル政策課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

ただいまの駒場議員の質疑にお答えしたいと思います。

公衆Wi-Fi整備に係る経費の減につきましてですが、当初は整備費用等諸費用と、あと通信費をそれぞれ見込んでいたわけなのですが、今回補助の関係で公衆Wi-Fiの通信費を一部整備委託費に含めることが可能となりましたので、その分の通信料が減額になったというのが実情でございます。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい。

○駒場委員 はい、わかりました。

○増渚委員長 はい。よろしいですか。

ほかに質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。

(「ないです」と言う者あり)

(「ありません」と言う者あり)

○増渚委員長 はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第34号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渚委員長 はい。ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第37号 専決処分事項の承認について(鹿沼市税条例の一部改正)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。倉澤税務課長。

○倉澤税務課長 はい。税務課長、倉澤です。よろしくお願いいたします。

議案第37号 専決処分事項の承認「鹿沼市税条例の一部改正について」ご説明をいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税取得別の標準

税率の区分見直しに伴う改正のほか、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の改正、引用する条項の整理等を行うものであり、本年3月31日付で専決処分とさせていただいております。

主な改正点についてご説明をいたします。

今回、1枚紙であります。議案第37号及び議案第38号関係という、1枚の紙をお配りしておりますので、それと新旧対照表のほうをあわせるような形で、お手数でも見ていただければと思っております。

(「これか」と言う者あり)

(「これだけ」と言う者あり)

○増淵委員長 そうだね。早いわ。大丈夫、大丈夫。

○倉澤税務課長 よろしいですか。

○増淵委員長 はい、はい。

○倉澤税務課長 すみません。

それでは、失礼しました。

関係資料のほうに沿って、順次説明を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず共通の項目としまして、新旧対照表1ページ、第36条の2及び第63条の2、新旧対照表2ページ、第89条の第2項第2号、新旧対照表4ページ、第139条の3につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正によりまして、引用する条項を整理したものでございます。

次に、2ページになります、新旧対照表の2ページになります。

それで、第82条でございます。第82条につきましては、原動機付自転車ですね、軽自動車の種別割の原動機付自転車の車両区分の見直し、車両区分見直しに伴いまして、車両区分に総排気量250cc以下で最高出力4キロワット以下に制御したバイクを追加し、軽自動車種別割税、失礼しました。

軽自動車税種別割の税率を50ccであります原動機付自転車と同額の年額2,000円に設定するものであります。

続いて、第89条第2項第5号につきましては、先ほど説明しました区分の見直しに伴い、減免申請への記載事項を追加するものであります。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第90条第2項及び第3項につきましては、道路交通法の改正に伴い、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務にかかわる規定等を整備するものであります。

続いて、この1枚紙の裏面になります。

新旧対照表につきましては、4ページをお願いいたします。

附則第10条の2第15項及び第16項につきましては、地方税法附則第15条中の引用する条項を整理するものであります。

次に、附則第10条の3第12項につきましては、新築認定長、長、失礼しました。

新築認定長期優良住宅のうち区分所有にかかわる家屋について、所有者から申告書の提出がない場合でも、特定マンションの管理組合の管理者等から書類の提出がされ、か

つ一定の要件に該当すると認められる場合に特例の適用ができる規定を新設するものがあります。

続いて、鹿沼市入湯税条例第8条につきましては、共通部分として先に説明しました「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、引用する条項を整理したものでございます。

以上で、議案第37号 専決処分事項の承認「鹿沼市税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○増渕委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。

ありますか。

○早川委員 ちょっと軽いので。

○増渕委員長 はい。

○早川委員 はい。

○増渕委員長 はい。早川委員。

○早川委員 はい。おおむねわかりました。

ページ、新旧対照表でいうと、3ページ、4ページの第90条、身体障がい者等に対する種別割の減免の、第、これは3項ですね。「前項の場合において」というところで、必要な措置を受けなければならないというの、これ、すいません、具体的にどういうことをするのか教えてください。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。はい。倉澤税務課長。

○倉澤税務課長 はい。早川委員の質疑にお答えをいたします。

90条の3項でございます。

これにつきましては、要するに、マイナ免許証にかかわるものでございます。

それで、これについては、マイナ免許証を提示されたときに、何ですか、暗証番号がありますとか、そういったもの、個人でマイナ免許証の必要事項というものを、画面上、例えばパソコンなり、そういったものを画面上に開かなくてはいけないので、そういったことを、措置を受けなければならないと、そういったことになってございます。

以上で説明を終わります。

○早川委員 わかりました。

○増渕委員長 はい。よろしいですか。

ほかに質疑のある委員の方はいらっしゃいますか。

大丈夫ですか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第37号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第38号 専決処分事項の承認について(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。倉澤税務課長。

○倉澤税務課長 税務課長、倉澤でございます。よろしくをお願いいたします。

先ほどと引き続き、関係資料のほうと、新旧対照表のほうをあわせて見ていただくような形でお願いをいたします。

議案第 38 号 専決処分事項の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」ご説明をいたします。

新旧対照表につきましては、6 ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する同法の条項の整理を行うものであり、本年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものであります。

以上で議案第 38 号 専決処分事項の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○増淵委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 38 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 40 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 2 号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

議案第 40 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 2 号)の内容についてご説明いたします。

「令和 7 年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計(第 2 号)と入っている冊子になります。3 ページをお開きください。

○増淵委員長 はい。

○半田財政課長 はい。

まず、歳入についてご説明いたします。

16 款「県支出金」3 項 1 目、総務費委託金の説明欄、「参議院議員選挙費委託金」296 万 6,000 円の増につきましては、7 月に執行が予定される参議院議員選挙に係る経費の増に対する委託金の増であります。

5 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

上段の、2 款「総務費」1 項 6 目「自治振興費」の説明欄「市政功労者表彰費」238 万 5,000 円の増につきましては、過日の議員全員協議会でご説明させていただきました名誉市民の推挙について、鹿沼市名誉市民条例に基づき支給する一時金等の関連経費を計上するものであります。

次に、4項3目「参議院議員選挙費」296万6,000円の増につきましては、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」、この一部改正に伴い、立会人や管理者等の報酬単価が引き上げられることから、各人件費を増額するものであります。

あわせて、投票率の向上に向け、期日前投票所の開設内容を拡充するための費用等を計上するものであり、主なものとしたしましては、東部台コミュニティセンターにおける7月12日（土曜日）、13日（日曜日）の週休日の新規開設や、北犬飼、菊沢、東部台、栗野地区の各コミュニティセンターにおきまして、選挙最終週の木曜日及び金曜日の開設時間を2時間延長するものとなります。

一番下の段、14款「予備費」238万5,000円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

参議院選挙の立会人の報酬単価の引き上げについて、どのように引き上げられたのか、お願いします。

○増渕委員長 はい。執行部の説明をお願いいたします。湯澤選挙監査局長。

○湯澤選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長 はい。選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長の湯澤です。よろしくをお願いいたします。

石川委員の質疑のほうにお答えをさせていただきます。

まず投票立会人ですね、こちらにつきましては、今までが1万900円だったものが、1万2,400円になりました。

また、投票管理者につきましては、1万2,800円が1万4,500円ということで、変更になりました。

このほか、期日前の投票立会人とか、投票管理者というのは、また別の金額になっているのですが、そちらのほうをご説明いたしますと、期日前投票所の立会人につきましては9,600円が1万900円、期日前投票所の投票管理者につきましては1万1,300円が1万2,800円ということで改正になりました。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。よろしいですか。

はい。執行部の説明は終わりました。

ほかにご質疑のある方はありますか。

（「ないです」と言う者あり）

○増渕委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第40号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○増渕委員長 はい。ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 41 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい。鈴木契約検査課長。

○鈴木契約検査課長 契約検査課長の鈴木です。よろしく申し上げます。

議案第 41 号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

鹿沼市学校給食共同調理場食器及び食器等かご購入の指名競争入札の結果、株式会社中西製作所宇都宮営業所が税込み 4,642 万 6,600 円で落札したため、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ないよね、これ、全協でやっているものね。いいのよね。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 41 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 42 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。鈴木契約検査課長。

○鈴木契約検査課長 契約検査課長の鈴木です。

議案第 42 号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)購入の指名競争入札の結果、ジーエムいちほら工業株式会社が税込み 9,680 万円で落札したため、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。どうぞ、早川委員。

○早川委員 はい。早川です。

この指名競争入札に 11 件あって、それで、その中でジーエムいちほらさんが落札ということは資料で確認できました。

それで、その今度、任期を終えた車というのはその後どのようにっていくのか、処分されるのかというのを教えてください。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。紺野消防緊急課長、あ、警防救急課長。

○紺野警防救急課長 はい。警防救急課長の紺野です。

ただいまの早川委員の質疑に対して、お答えさせていただきます。

不要となりました消防車両につきましては、公売により売却を考えております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

大丈夫ですか。

ほかに質疑のある方は、委員いらっしゃいますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 42 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 43 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。鈴木契約検査課長。

○鈴木契約検査課長 契約検査課長の鈴木です。

議案第 43 号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

高規格救急自動車購入(北分署)の指名競争入札の結果、栃木トヨタ自動車株式会社鹿沼店が税込み 4,510 万円で落札したので、本契約を締結するためのものです。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「また公売になるわけでしょう」と言う者あり)

○増渕委員長 大丈夫ですか。

(「同じ答えだよ」と言う者あり)

○増渕委員長 大丈夫。

いいですか。

はい。それ、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 43 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 44 号 鹿沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。倉澤税務課長。

○倉澤税務課長 税務課長、倉澤でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 44 号 鹿沼市税条例の一部改正についてご説明いたします。

それで、今回も先ほどと同様、議案第 44 号関係という紙をお配りしておりますので、こちらと新旧対照表をあわせてご覧いただきたいと思います。

大丈夫ですか。

○増渕委員長 いいよ、大丈夫。

いいよ。

○倉澤税務課長 はい。それでは、今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、公示送達に関する規定の整備、「所得控除」について、「特定親族特別控除」の創設に伴い、特別控除額を控除すべき金額に追加するための規定の改正、加熱式たばこの課税方式の見直し等を行うためのものです。

それでは、順次説明のほうをさせていただきます。

新旧対照表 8 ページをお願いいたします。

第 18 条「公示送達」につきましては、地方税法施行規則の一部改正に伴い、「インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置

をとること」などの方法を明文化するものであります。

第18条の3につきましては、第18条の改正に伴う規定の整備となっております。

施行日につきましては、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行日となっておりますが、これにつきましては、今後、政令などで国のほうから指定日が通知される、そのように聞いております。

続きまして、第34条の2、「所得控除」につきましては、特定親族特別控除の創設に伴い、特別控除額を控除すべき金額に追加することによる改正であります。

これにつきましては、関係資料のほうに一文入れてございますが、いわゆる大学生世代ですね、特定控除を受けておられた世代につきましては、給与収入が扶養の範囲を超えてしまっても、123万円を超え、188万円以下の場合には、控除を受けられると、その扶養をとっている方がですね、そういった制度が新設されたことによるということでございます。

続いて、第36条の2「市民税の申告」、それから、第36条の3の2「市民税に係る給与所得者の扶養控除等申告書」、それから、次の、失礼しました。第36条の3の3の①となっておりますが、「個人の市民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書」につきましては、先ほどの特定親族特別控除の追加に伴いまして、記載事項を追加するものでございます。

こちらにつきましては、令和8年1月1日の施行となっております。

続いて、新旧対照表の11ページをお願いいたします。

別紙の資料につきましては、裏面になってございます。

11ページ、附則第16条の2の2につきましては、加熱式たばこにかかわる市たばこ税の課税標準の特例に関する改正でありまして、現在の加熱式たばこの課税方法であります「重量と価格による紙巻きたばこへの換算方法」を「重量のみによる紙巻きたばこへの本数の換算方法」に見直すとともに、一定の重量以下のものを1本の紙巻たばこ、失礼しました。

一定の重量以下のもの1本を紙巻きたばこ1本に換算し、課税するものになります。

施行日につきましては、令和8年4月1日となります。

以上で、議案第44号 鹿沼市税条例の一部改正について、説明を終わります。

○増淵委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある委員の方はいらっしゃいますか。はい、早川委員。

○早川委員 はい。おおむねわかりました。

法律の条文が難しすぎて、まとめていただいた資料で、あ、要点というふうによくわかりました。ありがとうございました。

そこで1つ、その要点の中に、個人住民税、施行日は令和8年1月1日とあるのですが、この議案書のページ数がないので、これ、わからないのですけれども、第44号議案の1ページ目、2ページ目、3ページ目の第3条と書いてある下半分からもう1つ下のところで、「この34条の2及び36条の2第1項ただし書の規定は」ということで、令和8年度以後の収入に関してですと、令和7年度分は個人の市民税については、なお従前の例によるということ、今、令和7年で、確定申告、来年の令和8年の2月・3月に確定申告がありますが、この段階では、要は法律はさかのぼらないで、現行の法律で

行うと。

それで、来年度、要は4月1日以降の収入に対しての、ああ、1月以降のその確定申告について適用するという、そういう認識でよろしいでしょうか。

すみません、説明がわかったかな、ごめんなさい。

○増淵委員長 うん。よくわかった。

はい。執行部の説明をお願いいたします。倉澤税務課長。

○倉澤税務課長 税務課長、倉澤でございます。よろしくをお願いいたします。

ただいまの早川議員の質疑でございますが、法律の改正が1月1日ということで、その基準をどこでということかと思われます。

それで、おっしゃるとおり、本年、例えば7年度、今現在、収入があるものにつきましては、所得税はその翌年、年末調整なり、翌年の確定申告で確定してお支払いいただく。現年で課税されております。

市町村民税につきましては、今年度の収入については、1月以降、それをもとにしまして、翌年、8年度に課税するとなっております。

ですので、1月1日で、それ以前については従前の例というものは、7年度に課税したものは6年度分の所得に対してのものなものですから、それについては今までどおりの計算方法で、この後、7年中の所得に対して、8年度に課税する分につきましては、そういった特別控除が新設されますよと、そういった意味でございます。

以上で説明を終わります。

○増淵委員長 はい。早川委員。

○早川委員 はい。わかりました。

確定申告というか、収入は1月1日から12月31日ですが、この要は課税の対期間というのが、4月で切り替わる、4月1日から、年度ということですよ。

○増淵委員長 執行部の説明をお願いいたします。倉澤税務課長。

○倉澤税務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

あくまでですね、税金につきましては、所得税、住民税ともに、1月1日から12月31日までの期間の収入で計算をしております。

ただ、所得税につきましては、その年、年末に年末調整を行うか、もしくは年明けに、確定申告に伴いまして、そのままお支払いいただくかということかと思いますが、市民税につきましては、翌年度に納付書を発布しまして、お支払いをいただくと、そのようなところが所得税、市民税の違いとなっております。

以上です。

○増淵委員長 はい。早川委員。

○早川委員 はい。わかりました。

年度という表が出てくるので、ちょっとごっちゃになってしまうかなと思ったので、すみません。ありがとうございます。わかりました。

○増淵委員長 はい。大丈夫ですね。

はい。ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第44号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渚委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 50 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 3 号) についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

○増渚委員長 はい。よろしくお願ひします。

○半田財政課長 議案第 50 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 3 号) のうち、関係予算の内容について、ご説明いたします。

お手元の「令和 7 年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計 (第 3 号) と入っている冊子の 3 ページをお開きください。

○増渚委員長 見せて、はい。

○半田財政課長 はい。まず、歳入についてご説明いたします。

上段の、15 款「国庫支出金」2 項 1 目「総務費国庫補助金」の右側のページ、「地方創生臨時交付金」3 億 6,492 万 8,000 円の増につきましては、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策として実施する定額減税補足給付金の不足額給付に係る財源として計上するものであります。

主に、令和 6 年の所得税や定額減税の実績により、本来給付すべき所要額との差額が生じた方に対して、その差額を支給するものであります。補助率は 10 分の 10 となっております。

次の段の 19 款「繰入金」2 項 1 目「後継者対策基金繰入金」600 万円の増につきましては、友好都市であるアメリカ合衆国ノースダコタ州グランドフォークス市へ派遣する中学生海外体験学習事業について、当初の見込みより渡航費用が高騰している状況から、増額となる経費の財源として、基金を取り崩すものであります。

次の、4 目「公共施設整備基金繰入金」1,984 万 4,000 円の増につきましては、見笹霊園に整備を予定している合葬墓の事業費の増に要する経費の財源として、基金を取り崩すものであります。

5 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

中段の 4 款「衛生費」1 項 7 目「墓地埋葬費」の説明欄、「見笹霊園費」1,984 万 4,000 円の増につきましては、当初予算で計上しました合葬墓の整備費について、資材単価等の高騰に加え、追加工事として、芝生広場への散水について、水道管の引き込み工事が必要になったことや残土処理が発生する見込みとなったことなどから、関係経費を増額するものであります。

以上で、関係予算の説明を終わります。

○増渚委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい。石川委員。

○石川委員 石川です。

見笹霊園なのですが、芝生に散水する追加工事が行われるということで、工事の期間

が延びたりはするのでしょうか。

○増渚委員長 執行部の説明をお願いいたします。誰だかな、能島、能島生活課長。

○能島生活課長 はい。生活課長の能島です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

散水栓の工事につきましては、できれば年度内に終わらせる予定で考えていますが、そもそもこの合葬墓の工事自体がちょっと標準工期が10カ月を予定してしまっていて、ちょっとこれからの工事の進捗、なかなか明確には申し上げられないのですが、十分繰り越しの可能性も、そもそも工事のほうですね、考えられる状況であります。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 執行部の説明は終わりました。

よろしいでしょうか。

はい。ほかに委員の方で質疑のある方は。はい。仲田委員。

○仲田委員 はい。仲田です。

ちょっと追加工事の詳細をお聞きしたいのですが、引き込み工事だったり、残土処理費用だったり、どのくらい増えてしまったのかという、詳細をお願いします。

○増渚委員長 執行部の説明をお願いします。能島生活課長。

○能島生活課長 はい。生活課長、能島です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、今回増額させていただきます水道管の引き込みの関係なのですが、当初、芝生広場の整備も予定しているのですが、そちらの管理に、やはり水が必要でして、そちらの散水をするために、その既存の水飲み場が近くに実はあったのですが、その水飲み場は川のほうから、黒川のほうから、ちょっとポンプで、押していたというか、そういった水飲み場だったのですが、ちょっとその水圧が実は弱くて、見笹霊園の中でもちょっと、川からちょっと遠い部分なので、ちょっと水圧が弱くて、なかなかその水飲み場からは水が取れないだろうということで、ちょっと離れたところに水道がきていますので、それは入って右側の駐車場のところあたりからきていますので、そこから水道管を引き込んだほうがいだろうということで、追加の工事をまず計上しました。

また、残土処理の関係につきましては、当初予算の計上の時点では、公共工事同士で残土を処理できるだろうという見込みがあったのですが、改めて確認したところ、ちょっとその見込んでいたところが、受け入れできないということでしたので、ちょっと改めて処理する場所を見つけたりする費用が、あと処理する費用ですね、がかかってしまうということで、追加したものであります。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

仲田委員、よろしいでしょうか。

大丈夫ですか、仲田委員、はい。

○仲田委員 ごめんなさい。要は2つの工事があると思う、2つの費用が計上されると思うのですが、それぞれ大体どのくらいになっているのですか。

○増渚委員長 はい。執行部の説明をお願いいたします。能島生活課長。

○能島生活課長 はい。生活課長の能島です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

概算なのですが、水道管引き込みの関係が約 300 万円、残土処理の関係が約 400 万円で計上しております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

よろしいでしょうか。仲田委員。

○仲田委員 はい、ありがとうございます。

○増渕委員長 大丈夫ですか。

○仲田委員 はい。

○増渕委員長 ほかに質疑のある委員の方。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 50 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第 2 号 デマンドバスについてを求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、継続審査となっておりますが、5 月 4 日付で陳情人から議長宛に陳情取り下げの申し出の文書がありました。

陳情の取り下げについては、鹿沼市議会会議規則第 18 条第 1 項に、会議の議題となった事件を撤回しようとするときは議会の承認を要すると定められております。

6 月 23 日の本会議最終日に陳情取り下げについて採決する予定です。

よって、本委員会としては、陳情の審査を行わず、陳情取り下げについて承認することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第 2 号については、本委員会としては、陳情の審査を行わず、陳情取り下げについて承認することに決しました。

次に、陳情第 3 号 県道 268 号(鹿沼環状線)に押しボタン式信号機の設置を求める要望書の提出に関する陳情を議題といたします。

この件につきましては、事務局に陳情書の概要を説明させます。

事務局、説明をお願いいたします。

萩原、何だ、何だ、名簿、ここは何かない、萩原事務局長、あ、事務局長ではない、萩原せいか、何だ、係長。

○事務局 陳情第 3 号 県道 268 号(鹿沼環状線)に押しボタン式信号機設置を求める要望書の提出に関する陳情について、その概要をご説明いたします。

1、趣旨といたしまして、県道 268 号(鹿沼環状線)千渡 2314 番地付近では、環状線上に商業施設があり、地域住民や鹿沼市民の多くが利用しています。

一部の地域住民では、徒歩や自転車で商業施設を利用していますが、千渡交差点まで

迂回しなければならず、車列のあいた隙に環状線を横断する人物がいます。

大変危険な横断であるため、押しボタン式信号機の設置を要望する内容であります。

2、陳情理由としまして、徒歩や自転車での周辺住民の安全確保の観点からも、押しボタン式信号機設置の要望書の提出を鹿沼市議会から栃木県へ提出することを求めるものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

○増淵委員長 はい。陳情書の概要の説明は終わりました。

それでは、陳情第3号について、執行部に確認したいことはありますか。はい。鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい。鹿妻です。

こちら陳情では、危ないということで話があるのですが、市のほうでこの道に関して、歩行者とか、自転車の事故があるとか、「ここが危ないんで何とかしてほしい」みたいな、そういった住民からの意見とか、そういったものはあるのでしょうか。お聞きします。

○増淵委員長 はい。執行部の説明を求めます。能島生活課長。

○能島生活課長 はい。生活課長の能島です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

生活課といたしましては、そういった要望は受けたことはない状況です。

以上で説明を終わります。

○増淵委員長 はい。ありがとうございます。

大丈夫ですか。

はい。ほかに執行部に事実確認の何かございますか、委員のほうから。はい。駒場委員。

○駒場委員 陳情書の2ページ目のところの、要望地区の位置図が載っているのですが、そもそもこれは県道なのですけれども、この千渡の交差点から170メートル南下したところということですね。

○増淵委員長 そうですね。

○駒場委員 それで、これ要件、押しボタン式の信号機があるということは横断歩道もつくらなくてはならないと思うのですが、交差点から。

○増淵委員長 そうだよ。

○駒場委員 確か300メートルとか離れていないとつくれないという要件があるのだと思うのですが、それは国道とか、県道とか、市道とかも同じなのかどうかということをちょっと確認したいと思います。

○増淵委員長 今の件について、法律だ。

はい。では、能島生活課長。

○能島生活課長 はい。生活課長の能島です。

信号を新たに設置する際には、全国統一の基準というのがありまして、それで、警察で公表しています。

それで、その中に、今駒場委員からありました、距離の制限もあるのですが、隣接する信号機との距離は150メートル以上、こういう基準があります。

そのほかにも、必要条件としては5つあります。

それで、さらに択一条件とって4つある、例えば、人身事故が多いとか、近くに学校や高齢者施設があるとか、そういった条件も、その4つの中の1つは満たしていないと、なかなか認められない。

○増渕委員長 認めないな。

○能島生活課長 状況です。

○増渕委員長 はい。

○能島生活課長 以上で説明を終わります。

○増渕委員長 それで、4つは最低でもあるということね。はい。

ほかに事実確認の、執行部に対して、今みたいな、駒場委員のような確認事項がありましたら。

ないよう、あ、石川委員、どうぞ。

○石川委員 信号機や横断歩道の設置に対する要望というのは、市のほうにも寄せられることがあると思うのですが、私たち市議会議員としても言われること、ありますよね。

そういった場合に、市の担当窓口にそういった相談があったときは、どういうふうにお答えしているのか。

例えば、「まず自治会を通してください」とか、「警察に要望してください」とか、どんなふうにお答えしているのか、お願いします。

○増渕委員長 はい。執行部の答弁を求めます。能島生活課長。

○能島生活課長 はい。生活課長の能島です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

やはりそういった要望は様々寄せられておまして、それで、ケースバイケースといえますか、信号の設置の要望であっても、例えば、「道路の表示をもう1回塗り直せばいいんじゃないか」とか、ほかの手段も考えられますので、まず私たちは現場を確認したいということでお答えをしています。

それによって、警察と連携したり、都市建設部と連携したりするような形をとっています。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 はい。今回この陳情が上がったことによって、現場確認をされたのかということと、自治会に「要望が寄せられていますか」というような確認をされたかどうか、お願いします。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いします。はい。能島生活課長。

○能島生活課長 はい。ただいまの質疑にお答えいたします。

今回の陳情に関しましては、私たち執行部のほうには届いていないのですね。

○増渕委員長 議員の話、議会のほうの。

○能島生活課長 はい。なので、今後、どんな、採択されるかも含めて、その後の状況を踏まえて対応したいと思います。

以上で説明を終わります。

○増淵委員長 はい。ほかに事実確認をしたいという、執行部に対してですね、今みたいな石川委員、駒場委員のような確認をした上で、大丈夫ですか。

もう確認することはないですか。鹿妻委員、大丈夫ですか。

はい。それでは、事実確認も済みましたので、これからは各委員の意見、考え方などを伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え方などをお願いいたします。

意見のある方は挙手をもってお願いいたします。はい。大島委員。

○大島委員 今各委員の執行部とのやりとりを聞いている中で、あとこの陳情書の内容を見ると、何ていうのですかね、その交通規則違反、マナー違反があって危険な状況になっているわけですよ。

それで、普通その道路をね、無意味にその横断する、危険なのはわかっているのに、「そういった行為があるからつけてくれ」みたいなことが書いてあるではないですか。

それだけではちょっと説得力もないというか、例えば、では、そこを利用者がこのくらいいるとか、例えば通学路でどうしても子供たちが。

○増淵委員長 先ほどの状況だね。

○大島委員 通るといのはすごく理解できるのですが、「大人がショートカットするためにやってくれ」というのはちょっといかがかなという考えもあります。

ただ、やっぱり危険なことはわかりますから、では、自治会を通して、「付近の住民の利用がこのくらいあるんだ」というような話が具体的にあって、「どうしても市から県に要望してください」というようなことがあれば、説得力があるのかな。

ただ、このまま県のほうに持っていくというのは、ちょっと拙速かな、そんな感じがします。

○増淵委員長 はい。大島委員のほうから、そういう意見が出ました。

ほかに意見を述べていただければと思います。はい。早川委員。

○早川委員 はい。早川です。

私も大島委員と同じイメージというか、考え方なのですけれども、そこを渡ることで危険が起こっていると。

要は、先ほど大島委員はマナー違反というふうにありましたけれども、非常にあそこは高速で、要は速いスピードで通るので、あそこに信号をつくって、170メートルも止まれ、止まれ、止まれでいくことが最善なのか。

あるいはもう横断禁止という。

○増淵委員長 逆にね。

○早川委員 立て看板をつけることが優先なのか、それはいろいろと見方もあると思います。

それで、今回のこの陳情に関しては、やはり大島委員がおっしゃったように、自治会の方と協議の上で、どれぐらいの要望とか、地域住民の方のそういった判断というものがあるのかというのが大事な観点かなというふうに思いますので、私としてはまだ、もうこれがもう最善の解決策ではない。

もうちょっと協議をいただいた上で、要望なりを出していただくことがいいのかなというふうに思います。

以上です。

○増渚委員長 はい。ほかの委員の方は。はい。鹿妻委員、どうぞ。

○鹿妻委員 鹿妻です。

私も考えとしては同じようではあるのですけれども、その危険を排除できれば、それに越したことはないのですけれども、では、その排除する方法というのがもう押しボタン信号機の設置というふうに手段を決めてしまっているというところはちょっと考える必要があるのかな。

歩行者を規制するのか、車を規制するのか、いろんな考え方があると思うので、それで、陳情人のほうも、どうしてその手段なのかというのがちょっとこちらとしてもわからない。

○増渚委員長 うん、そうだね。

○鹿妻委員 と考えまして、それで、これ、陳情内容としては、市議会が県に要望書を出してくださいという陳情なのですけれども、では、出すとしたら、県のほうからも市議会に、「何でこの手段がいいって思ったんですか」と言われたときに説明ができないというか、「言われたからそうしたんです」となってしまうのは。

○増渚委員長 そうですね。

○鹿妻委員 よくないと思うので、そういうふうに考えます。

○増渚委員長 はい。私は委員長の立場でなかなか言えないのですけれども、皆さんが代弁してくれているので、これに関しては、今、大島委員、早川委員、鹿妻委員のほうから出ました。

そうではないという意見があればなのですけれども、委員の中で、「いや違う」ということになれば、あれなのですけれども、皆さん、同じような意見でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○増渚委員長 それでは採択か、不採択だけということで、陳情第3号を採択とするか、不採択とするかを、挙手をもって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大島委員 これ、継続はないのですか。

○増渚委員長 これに関しては継続、いや、その根拠が、先ほど鹿妻委員が言ったように、これに関しては、議会として、これを継続するにはあまりにも、その根拠する数字とか、先ほど大島委員もおっしゃっていましたが、先ほど条件もあつたりと、何もないではないですか。

ただ危ない、渡る、ショートカットするのに危ないということなので、これは採択、不採択で私のほうで継続はありません。

この中で決めたいと思いますが、それも含めてご異議ありませんか。

(「継続が出たときには、一旦継続で、1回確認を」と言う者あり)

○増渚委員長 あ、そうなのね。

(「はい」と言う者あり)

○増渚委員長 では、継続も含めて、では、私の意見ではないので、だめだそうです。は

い。

ルールがそうになってない。

大島委員、自分の意図と違うことを発言してもらい、わかりました。

(「38 ページです」と言う者あり)

○増渕委員長 あ、それもあるのだ。

それでは、継続審査するという含めて、継続にするか、これをまず継続にするかしないかということなのですから、継続にすることに。

(「はい。ちょっと意見だけ」と言う者あり)

○増渕委員長 どうぞ。はい。はい。どうぞ、どうぞ。どちらから。

では、では、大島委員、はい。

○大島委員 だから、今、もろもろの意見をこの陳情者に伝えて、例えば自治会長とか、周りの住民の意見を再提出いただいて、もう1回検討するという意味での継続というのはあるかなと思ったものですから。

○増渕委員長 うん。

○大島委員 以上です。

○増渕委員長 ただこれは、委員会をこれだけしか言われていないわけですよ。

それについての審議しているわけで、それは、それは相手が考えることで、不採択になったときに聞かれればいいわけだと思うのですね。

その継続、あと石川委員、どうですか。

○石川委員 すみません。先ほどちょっと意見を述べなかつたので、すみません。

基本的には、信号機の設置というのは警察のほうもすごく、むしろ撤去したい、無駄な信号機は、「必要ないところはなくす方向でいます」というのは聞いたことがあって、それで、設置する、逆にするには、先ほどの条件がいろいろあるのだなということがわかりました。

それで、感覚的には、皆さんと同じ感覚で、170メートルしか離れていないところに設置するというのも難しいと思いますし、渡る側の人のマナーを徹底したほうがいいのではないかなという、思う一方で、この陳情者の意見というものも、やはりそういう思いで、「危ないから設置をしてほしい」と言っているからには、一度継続にして、本当にそういう危険なのかどうか、その自治会にお話を聞かせてもらおうとか、調査をするというのも一つなのかなというふうには思っています。

○増渕委員長 はい。今継続という意見が出ましたが、各委員の皆様にお諮りいたします。

これを継続にするか否かの挙手を、挙手をお願いいたします。

継続審査とする方に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

○増渕委員長 それ継続しないという方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○増渕委員長 したがいまして、これは継続はしないということで、採択、不採択の結論にしたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 それでは続きまして、陳情第3号を採択とするか、不採択とするかを挙手

をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、これ第3号、陳情第3号を採択とする方の挙手を求めます。

(挙手なし)

○増渕委員長 それでは、挙手がないということは、不採択ということで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 それでは、陳情第3号については、不採択ということで、不採択ということに決しました。

以上をもちまして、これではないな。

もうこれでいい。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会したいと思います。

お疲れ様でした。

ありがとうございました。

(閉会 午前11時31分)